

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	老人ホーム入所者援護事業			事業コード	0433
所属コード	066500	課等名	長寿社会課	係名	生きがい推進係
課長名	藤澤 忠範	担当者名	村田 仁	内線番号	3566
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 3 目 老人ホーム入所者援護事業 (006-01)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 昭和 38 年度
根拠法令等	老人福祉法, 盛岡市老人福祉法施行細則			

(2) 事務事業の概要

環境上及び経済上の理由により、在宅生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

老人福祉法第 1 条の目的（老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る）を具現化することを目的に昭和38年度から開始されたもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

制度の発足当時と比較して、平均寿命が大幅に伸びていることや、認知症の増加、核家族化の進展や単身高齢世帯の増加など、社会環境は大きく変化している。

介護保険制度の充実が図られてきており、養護老人ホームでも介護保険制度を利用できるようになったが、制度自体の枠組みは発足当時と大きく変わっておらず、現状に合わない状況が見受けられてきている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

環境上及び経済上の理由により，居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者。

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 65 歳以上の高齢者	人	64,796	67,445	69,863	71,140	69,973
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

入所希望者が入所要件に該当するかどうかを調査し，入所判定委員会の審査を経て，措置が妥当かを決定する。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 入所判定委員会審査件数	件	12	15	27	20	21
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

生きがいをもち，健全で安定した生活が送れる。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 入所者数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	人	114	113	113	113	111
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	222,656	219,959	260,319	252,277	217,549
	⑤その他(入所者負担金)	千円	44,313	43,232	42,908	42,501	46,053
	A 小計 ①～⑤	千円	266,969	263,191	217,411	294,778	263,602
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	240	240	480	480	480
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	960	960	1,920	1,920	1,920
計	トータルコスト A+B	千円	267,929	264,151	219,331	226,325	265,522
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定につながることから結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当である。

理由：法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：環境上の理由及び経済的理由により在宅生活ができない高齢者を法的に保護している事業であり，このような高齢者の生活の場がなくなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

有効性を高めることが可能である。

理由：現状では，施設数及び施設入所定員の増加が見込めないなかで，単に入所者数を増やすことを目指すのではなく，生活保護事務担当部署等との連携や，介護保険制度の一層の活用により，高齢者の安定的な生活の質の向上を図る。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平，公正である。

理由：法に基づき、平等に機会を設けている。

(4) 効率性評価

費用対効果の向上余地はない。

理由：事業に係る経費である措置費については、一定の枠内において市が定めた額であるため、削減できない。

人件費についても、措置対象者及び施設職員との調整や、必要書類作成等に時間を要し、緊急かつ迅速な対応を求められる事業でもあるため削減は難しい。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

特別養護老人ホームの入居が難しい場合の代替手段として、安易な制度利用の希望もみられるが、制度の趣旨について理解を求めていくとともに、真に困窮する高齢者を支援する観点から、該当者の円滑な入所を行う。

また、非該当者に対しては、必要に応じて生活保護事務担当部署による支援や、介護保険制度の活用を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

制度利用に当たっては、「環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者」であることを十分に確認するとともに、在宅での生活等の可能性についても検討するものとする。

また、施設の定員により入所者数に限度があるため、待機者を減らすことが難しい状況であり、真に困窮する高齢者を対象とするよう、制度の運用を図る。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

環境や経済上の理由により、在宅生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため、今後も継続して取り組む必要がある。

施設や関係機関との連携を密にし、入所待機者の減少に努める。